

佐賀県生活保護法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年 3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第25号

佐賀県生活保護法施行条例等の一部を改正する条例
(佐賀県生活保護法施行条例の一部改正)

第1条 佐賀県生活保護法施行条例(平成25年佐賀県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(救護施設等に係る県基準)</p> <p>第3条 法第39条第1項の規定により条例で定める保護施設の設備及び運営についての基準(以下「県基準」という。)のうち救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設(以下「救護施設等」という。)に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(救護施設等に係る県基準)</p> <p>第3条 法第39条第1項の規定により条例で定める保護施設の設備及び運営についての基準(以下「県基準」という。)のうち救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設(以下「救護施設等」という。)に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>救護施設等の長は、次のいずれにも該当する者でないこと。</u></p> <p><u>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)</u></p> <p><u>イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p><u>ウ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用している者</u></p> <p><u>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u></p> <p><u>オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u></p> <p><u>カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用</u></p>

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;"><u>している者</u></p> <p>(7) <u>救護施設等は、その経営について、前号アからカまでに掲げる者の実質的な関与を受けてはならないこと。</u></p> <p>(8) <u>救護施設等は、次に掲げる非常災害対策を講じること。</u></p> <p>ア <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</u></p> <p>イ <u>利用者の特性を踏まえ、非常災害に備えた物資（食料、飲料水及び生活物資をいう。）及び資機材の配備又は調達体制の整備に努めること。</u></p> <p>ウ <u>施設の立地環境及び利用者の特性に応じて、火災、風水害、地震災害、原子力災害その他の災害が発生した場合における安全確保のための体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備の上、それらを定期的に職員に周知すること。ただし、原子力災害に係る防災計画の策定は、東松浦郡玄海町、唐津市又は伊万里市に所在する施設に限る。</u></p> <p>エ <u>ウの規定により策定した防災計画並びに整備した通報及び連携体制は、その概要を、当該施設において、利用者及び職員に分かりやすいように掲示するとともに、訓練の結果等に基づき必要な見直しを行うこと。</u></p> <p>オ <u>非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと並びに職員及び利用者に対し当該利用者の特性に応じて必要な防災教育を実施すること。</u></p> <p>カ <u>施設又は利用者の特性に応じて、非常災害に備えた周辺地域及び他の施設等との連携並びに非常災害時における被災者支援に努めること。</u></p> <p style="text-align: center;">2 略</p>

(佐賀県社会福祉法施行条例の一部改正)

第2条 佐賀県社会福祉法施行条例（平成25年佐賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(軽費老人ホームに係る県基準)</p> <p>第3条 法第65条第1項の規定により条例で定める社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営についての基準（以下「県基準」という。）のうち軽費老人ホームに係るものは、<u>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）で定める基準とする。</u></p>	<p>(軽費老人ホームに係る県基準)</p> <p>第3条 法第65条第1項の規定により条例で定める社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営についての基準（以下「県基準」という。）のうち軽費老人ホームに係るものは、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>軽費老人ホームの長は、次のいずれにも該当する者でないこと。</u></p> <p><u>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</u></p> <p><u>イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p><u>ウ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者</u></p> <p><u>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u></p> <p><u>オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u></p> <p><u>カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u></p>

改正前	改正後
	<p>(2) <u>軽費老人ホームは、その経営について、前号アからカまでに掲げる者の実質的な関与を受けてはならないこと。</u></p> <p>(3) <u>軽費老人ホームは、次に掲げる非常災害対策を講じること。</u></p> <p>ア <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</u></p> <p>イ <u>入所者の特性を踏まえ、非常災害に備えた物資（食料、飲料水及び生活物資をいう。）及び資機材の配備又は調達体制の整備に努めること。</u></p> <p>ウ <u>施設の立地環境及び入所者の特性に応じて、火災、風水害、地震災害、原子力災害その他の災害が発生した場合における安全確保のための体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備の上、それらを定期的に職員に周知すること。ただし、原子力災害に係る防災計画の策定は、東松浦郡玄海町、唐津市又は伊万里市に所在する施設に限る。</u></p> <p>エ <u>ウの規定により策定した防災計画並びに整備した通報及び連携体制は、その概要を、当該施設において、入所者及び職員に分かりやすいように掲示するとともに、訓練の結果等に基づき必要な見直しを行うこと。</u></p> <p>オ <u>非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと並びに職員及び入所者に対し当該入所者の特性に応じて必要な防災教育を実施すること。</u></p> <p>カ <u>施設及び入所者の特性に応じて、非常災害に備えた周辺地域及び他の施設等との連携並びに非常災害時における被災者支援に努めること。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、県基準のうち軽費老人ホームに係るものは、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年</u></p>

改正前	改正後
<p>(<u>婦人保護施設に係る県基準</u>)</p> <p>第4条 県基準のうち婦人保護施設に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。</p> <p>(2) 入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うこと。</p> <p>(3) 職員は、入所者に対し、次に掲げる行為その他当該入所者の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(4) 職員は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないこと。</p> <p>(5) 職員であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。</p> <p>(6) 次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておくこと。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準のうち婦人保護施設に係るものは、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）で定める基準とする。</u></p>	<p><u>厚生労働省令第107号）で定める基準とする。</u></p> <p>(<u>婦人保護施設に係る県基準</u>)</p> <p>第4条 県基準のうち婦人保護施設に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>婦人保護施設は、</u>職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。</p> <p>(2) <u>婦人保護施設は、</u>入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うこと。</p> <p>(3) <u>婦人保護施設の職員は、</u>入所者に対し、次に掲げる行為その他当該入所者の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(4) <u>婦人保護施設の職員は、</u>正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないこと。</p> <p>(5) <u>婦人保護施設の職員であった者が、</u>正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。</p> <p>(6) <u>婦人保護施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておくこと。</u></p> <p>ア～キ 略</p> <p>2 <u>前条第1項の規定は、婦人保護施設について準用する。この場合において、同項中「軽費老人ホーム」とあるのは「婦人保護施設」と、「周辺地域及び他の施設」とあるのは「他の施設」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、県基準のうち婦人保護施設に係るものは、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）で定める基準とする。</u></p>

(佐賀県介護保険法施行条例の一部改正)

第3条 佐賀県介護保険法施行条例（平成25年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準）</p> <p>第3条 法第42条第1項第2号の規定により条例で定める基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準は、<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）</u>で定める基準とする。</p>	<p>（基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準）</p> <p>第3条 法第42条第1項第2号の規定により条例で定める基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準（次項において「<u>県基準</u>」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>基準該当居宅サービスの事業を行う事業所における管理者は、次のいずれにも該当する者でないこと。</u></p> <p>ア <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</u></p> <p>イ <u>暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p>ウ <u>自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者</u></p> <p>エ <u>暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u></p> <p>オ <u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u></p> <p>カ <u>暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u></p> <p>(2) <u>基準該当居宅サービスの事業を行う事業所は、その経営について、前号アからカまでに掲げる者の実質的な関与を受けて</u></p>

改正前	改正後
	<p>はならないこと。</p> <p>(3) <u>基準該当居宅サービス（通所介護及び短期入所生活介護に限る。）の事業を行う者は、次に掲げる非常災害対策を講じること。</u></p> <p>ア <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</u></p> <p>イ <u>利用者の特性を踏まえ、非常災害に備えた物資（食料、飲料水及び生活物資をいう。）及び資機材の配備又は調達体制の整備に努めること。</u></p> <p>ウ <u>事業所の立地環境及び利用者の特性に応じて、火災、風水害、地震災害、原子力災害その他の災害が発生した場合における安全確保のための体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備の上、それらを定期的に従業者に周知すること。ただし、原子力災害に係る防災計画の策定は、東松浦郡玄海町、唐津市又は伊万里市に所在する事業所に限る。</u></p> <p>エ <u>ウの規定により策定した防災計画並びに整備した通報及び連携体制は、その概要を、当該事業所において、利用者及び従業者に分かりやすいように掲示するとともに、訓練の結果等に基づき必要な見直しを行うこと。</u></p> <p>オ <u>非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと並びに従業者及び利用者に対し当該利用者の特性に応じて必要な防災教育を実施すること。</u></p> <p>カ <u>事業所又は利用者の特性に応じて、非常災害に備えた周辺地域及び他の事業所等との連携並びに非常災害時における被災者支援に努めること。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準は、指定居宅サービス等の事</p>

改正前	改正後
<p>(基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準)</p> <p>第4条 法第54条第1項第2号の規定により条例で定める基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準は、<u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）</u>で定める基準とする。</p> <p>(指定居宅サービス事業者の指定に係る条例で定める者)</p> <p>第5条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。<u>ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請については、この限りでない。</u></p>	<p><u>業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）</u>で定める基準とする。</p> <p>(基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準)</p> <p>第4条 法第54条第1項第2号の規定により条例で定める基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準（次項において「<u>県基準</u>」という。）は、<u>前条第1項各号の規定を準用する。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、県基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）</u>で定める基準とする。</p> <p>(指定居宅サービス事業者の指定に係る条例で定める者)</p> <p>第5条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人（次に掲げる法人を除く。）とする。</p> <p>(1) <u>暴力団</u></p> <p>(2) <u>その役員等（役員その他これと同等以上の支配力を有する者をいう。）のうちに、次に掲げる者がある法人</u></p> <p>ア <u>暴力団員</u></p> <p>イ <u>暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p>

改正前	改正後
	<p>ウ <u>自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u></p> <p>エ <u>暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u></p> <p>オ <u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u></p> <p>カ <u>暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u></p> <p>(3) <u>前号アからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請の場合における法第70条第2項第1号の条 例で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。</u></p> <p>(1) <u>暴力団</u></p> <p>(2) <u>暴力団員</u></p> <p>(3) <u>暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p>(4) <u>自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u></p> <p>(5) <u>暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u></p> <p>(6) <u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有し</u></p>

改正前	改正後
<p>(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第6条 法第74条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準は、<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準で定める基準とする。この場合において、同令第7条第1項、第47条第1項、第62条第1項及び第77条第1項中「専用の区画」とあるのは「区画」と、同令第62条第2項中「専ら指定訪問看護」とあるのは「指定訪問看護」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>ている者</p> <p>(7) <u>暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して</u> <u>している者</u></p> <p>(8) <u>役員等（法人にあっては役員その他これと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第2号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</u></p> <p>(9) <u>第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</u></p> <p>(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第6条 法第74条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準（次項において「<u>県基準</u>」という。）は、<u>第3条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同項第1号及び第2号中「基準該当居宅サービスの事業を行う事業所」とあるのは「指定居宅サービスの事業を行う事業所」と、同項第3号中「基準該当居宅サービス（通所介護及び短期入所生活介護に限る。）」とあるのは「指定居宅サービス（通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に限る。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、県基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準で定める基準とする。この場合において、同令第7条第1項、第47条第1項、第62条第1項及び第77条第1項中「専用の区画」とあるのは「区画」と、同令第62条第2項中「専ら指定訪問看護」とあるのは「指定訪問看護」</u></p>

改正前	改正後
<p>(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営についての基準は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）で定める基準とする。</u></p> <p>(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営についての基準)</p> <p>第9条 法第97条第1項から第3項までの規定により条例で定める介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営についての基準は、<u>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）で定める基準とする。</u></p>	<p><u>と読み替えるものとする。</u></p> <p>(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第3条第1項の規定は、指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、同項第1号及び第2号中「基準該当居宅サービスの事業を行う事業所」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と、同項第3号中「基準該当居宅サービス（通所介護及び短期入所生活介護に限る。）の事業を行う者は」とあるのは「指定介護老人福祉施設においては」と、「事業所」とあるのは「施設」と、「利用者」とあるのは「入所者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営についての基準は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）で定める基準とする。</u></p> <p>(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営についての基準)</p> <p>第9条 法第97条第1項から第3項までの規定により条例で定める介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営についての基準（次項において「県基準」という。）は、<u>第3条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同項第1号及び第2号中「基準該当居宅サービスの事業を行う事業所」とあるのは「介護老人保健施設」と、同項第3号中「基準該当居宅サービス（通所介護及び短期入所生活介護に限る。）の事業を行う者は」とあるのは「介護老人保健施設においては」と、「事業所」とあるのは「施設」と、「利用者」とあるのは「入所者」と読み替えるものとする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(指定介護予防サービス事業者の指定に係る条例で定める者)</p> <p>第10条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、<u>法人とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準)</p> <p>第11条 法第115条の4第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準は、<u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で定める基準とする。この場合において、同令第7条第1項、第49条第1項、第65条第1項及び第80条第1項中「専用の区画」とあるのは「区画」と、同令第65</u></p>	<p>2 <u>前項に定めるもののほか、県基準は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）で定める基準とする。</u></p> <p>(指定介護予防サービス事業者の指定に係る条例で定める者)</p> <p>第10条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、<u>法人（第5条第1項各号に掲げる法人を除く。）とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請の場合における法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、第5条第2項各号に掲げる者以外の者とする。</u></p> <p>(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準)</p> <p>第11条 法第115条の4第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準（次項において「<u>県基準</u>」という。）は、<u>第3条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同項第1号及び第2号中「基準該当居宅サービス」とあるのは「指定介護予防サービス」と、同項第3号中「基準該当居宅サービス（通所介護及び短期入所生活介護に限る。）」とあるのは「指定介護予防サー</u></p>

改正前	改正後
<p>条第2項中「専用の指定介護予防訪問看護」とあるのは「<u>指定介護予防訪問看護</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第12条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第110条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営についての基準は、次に掲げるものとする。この場合において、利用者の処遇に支障がないときは、食堂は談話室と、談話室は食堂その他の施設と兼用することができる。</p> <p>(1) 指定介護療養型医療施設における食堂は、食事の提供に必要な広さを有すること。</p> <p>(2) 指定介護療養型医療施設における談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。</p>	<p>ビス（介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で定める基準とする。この場合において、同令第7条第1項、第49条第1項、第65条第1項及び第80条第1項中「専用の区画」とあるのは「区画」と、同令第65条第2項中「専用の指定介護予防訪問看護」とあるのは「指定介護予防訪問看護」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第12条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第110条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営についての基準のうち<u>指定介護療養型医療施設における食堂及び談話室の基準は、次に掲げるものとする。この場合において、利用者の処遇に支障がないときは、食堂は談話室と、談話室は食堂その他の施設と兼用することができる。</u></p> <p>(1) 指定介護療養型医療施設における食堂は、食事の提供に必要な広さを有すること。</p> <p>(2) 指定介護療養型医療施設における談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。</p> <p>2 <u>第3条第1項の規定は、指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、同項第1号及び第2号中「基準該当居宅サービスの事業を行なう事業所」とあるのは「指定介護療養型</u></p>

改正前	改正後
<p>2 前項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営についての基準は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第110条第3項に規定する指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）で定める基準とする。</p>	<p><u>医療施設」と、同項第3号中「基準該当居宅サービス（通所介護及び短期入所生活介護に限る。）の事業を行う者は」とあるのは「指定介護療養型医療施設においては」と、「事業所」とあるのは「施設」と、「利用者」とあるのは「入院患者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 前2項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営についての基準は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第110条第3項に規定する指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）で定める基準とする。</p>

（佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正）

第4条 佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成25年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準）</p> <p>第3条 法第30条第1項第2号イの規定により条例で定める基準該当事業所に係る基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条及び第5条において「省令」という。）で定める基準とする。この場合において、<u>省令第206条及び第223条第5項において準用する省令第193条第2項及び第194条第2項中「公共</u></p>	<p>（基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準）</p> <p>第3条 法第30条第1項第2号イの規定により条例で定める基準該当事業所に係る基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準（次項において「県基準」という。）は、<u>次に掲げるものとする。ただし、第3号の規定については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の事業を除く。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>職業安定所」とあるのは「県、公共職業安定所」と、省令第206条及び第223条第5項において準用する省令第195条中「障害者就業・生活支援センター」とあるのは「県、障害者就業・生活支援センター」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(1) <u>基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所の管理者は、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。</u> <u>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</u> <u>イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u> <u>ウ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者</u> <u>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u> <u>オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u> <u>カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u></p> <p>(2) <u>基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所は、その経営について、前号アからカまでに掲げる者の実質的な関与を受けてはならないこと。</u></p> <p>(3) <u>基準該当障害福祉サービスの事業を行う者は、次に掲げる非常災害対策を講じること。</u> <u>ア 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるこ</u></p>

改正前	改正後
	<p>と。</p> <p>イ <u>利用者の特性を踏まえ、非常災害に備えた物資（食料、飲料水及び生活物資をいう。）及び資機材の配備又は調達体制の整備に努めること。</u></p> <p>ウ <u>事業所の立地環境及び利用者の特性に応じて、火災、風水害、地震災害、原子力災害その他の災害が発生した場合における安全確保のための体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備の上、それらを定期的に従業者に周知すること。ただし、原子力災害に係る防災計画の策定は、東松浦郡玄海町、唐津市又は伊万里市に所在する事業所に限る。</u></p> <p>エ <u>ウの規定により策定した防災計画並びに整備した通報及び連携体制は、その概要を、当該事業所において、利用者及び従業者に分かりやすいように掲示するとともに、訓練の結果等に基づき必要な見直しを行うこと。</u></p> <p>オ <u>非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと並びに従業者及び利用者に対し当該利用者の特性に応じて必要な防災教育を実施すること。</u></p> <p>カ <u>事業所又は利用者の特性に応じて、非常災害に備えた周辺地域及び他の事業所等との連携並びに非常災害時における被災者支援に努めること。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、県基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条及び第5条において「省令」という。）で定める基準とする。この場合において、省令第206条及び第223条第5項において準用する省令第193条第2項及び第194条</u></p>

改正前	改正後
<p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定等に係る条例で定める者)</p> <p>第4条 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。<u>ただし、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請については、この限りでない。</u></p>	<p>第2項中「公共職業安定所」とあるのは「<u>県、公共職業安定所</u>」と、省令第206条及び第223条第5項において準用する省令第195条中「<u>障害者就業・生活支援センター</u>」とあるのは「<u>県、障害者就業・生活支援センター</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定等に係る条例で定める者)</p> <p>第4条 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、<u>法人(次に掲げる法人を除く。)</u>とする。</p> <p>(1) <u>暴力団</u></p> <p>(2) <u>その役員等(役員その他これと同等以上の支配力を有する者をいう。)のうち、次に掲げる者がある法人</u></p> <p>ア <u>暴力団員</u></p> <p>イ <u>暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p>ウ <u>自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u></p> <p>エ <u>暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u></p> <p>オ <u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u></p> <p>カ <u>暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u></p> <p>(3) <u>前号アからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人</u></p>

改正前	改正後
<p><u>2</u> 法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準</p>	<p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請の場合における法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。</p> <p>(1) 暴力団</p> <p>(2) 暴力団員</p> <p>(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(4) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</p> <p>(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(8) 役員等（法人にあっては役員その他これと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第2号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</p> <p>(9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</p> <p><u>3</u> 法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準</p>

改正前		改正後	
<p>用する場合を含む。)において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p> <p>(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第5条 法第43条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準は、<u>省令で定める基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>		<p>用する場合を含む。)において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人<u>(第1項各号に掲げる法人を除く。)</u>とする。</p> <p>(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第5条 法第43条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準<u>(次項において「県基準」という。)</u>は、<u>第3条第1項各号の規定を準用する。ただし、同項第3号の規定については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の事業を除く。</u></p>	
<p><u>第8条第1項(第129条において準用する場合を含む。)</u></p>	<p>専用の区画</p>	<p>区画</p>	
<p><u>第180条第2項、第181条第2項並びに第193条第2項及び第194条第2項(これらの規定を第202条において準用する場合を含む。)</u></p>	<p>公共職業安定所</p>	<p>県、公共職業安定所</p>	
<p><u>第182条及び第195条(第202条において準用する場合を含む。)</u></p>	<p>障害者就業・生活支援センター</p>	<p>県、障害者就業・生活支援センター</p>	

改正前			改正後											
第196条	100分の50	100分の60	<p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準は、省令で定める基準とする。</u> <u>この場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>第8条第1項（第129条において準用する場合を含む。）</td> <td>専用の区画</td> <td>区画</td> </tr> <tr> <td>第180条第2項、第181条第2項並びに第193条第2項及び第194条第2項（これらの規定を第202条において準用する場合を含む。）</td> <td>公共職業安定所</td> <td>県、公共職業安定所</td> </tr> <tr> <td>第182条及び第195条（第202条において準用する場合を含む。）</td> <td>障害者就業・生活支援センター</td> <td>県、障害者就業・生活支援センター</td> </tr> </table>			第8条第1項（第129条において準用する場合を含む。）	専用の区画	区画	第180条第2項、第181条第2項並びに第193条第2項及び第194条第2項（これらの規定を第202条において準用する場合を含む。）	公共職業安定所	県、公共職業安定所	第182条及び第195条（第202条において準用する場合を含む。）	障害者就業・生活支援センター	県、障害者就業・生活支援センター
	第8条第1項（第129条において準用する場合を含む。）	専用の区画				区画								
	第180条第2項、第181条第2項並びに第193条第2項及び第194条第2項（これらの規定を第202条において準用する場合を含む。）	公共職業安定所				県、公共職業安定所								
第182条及び第195条（第202条において準用する場合を含む。）	障害者就業・生活支援センター	県、障害者就業・生活支援センター												
10又は利用定員に10分の40	12又は利用定員に10分の50													
12又は利用定員に10分の30	15又は利用定員に10分の40													

改正前	改正後										
<p>(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第6条 法第44条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害者支援施設の人員、設備及び運営についての基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）で定める基準とする。この場合において、同令第30条第3項及び第31条第3項中「公共職業安定所」とあるのは「<u>県、公共職業安定所</u>」と、同令第32条中「障害者就業・生活支援センター」とあるのは「<u>県、障害者就業・生活支援センター</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(障害福祉サービス事業の設備及び運営についての基準)</p> <p>第7条 法第80条第1項の規定により条例で定める障害福祉サービ</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 277 1429 330"><u>第196条</u></td> <td data-bbox="1431 277 1722 330">100分の50</td> <td data-bbox="1724 277 2018 330">100分の60</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1431 331 1722 427">10又は利用定員に100分の40</td> <td data-bbox="1724 331 2018 427">12又は利用定員に100分の50</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1431 429 1722 523">12又は利用定員に100分の30</td> <td data-bbox="1724 429 2018 523">15又は利用定員に100分の40</td> </tr> </table>	<u>第196条</u>	100分の50	100分の60		10又は利用定員に100分の40	12又は利用定員に100分の50		12又は利用定員に100分の30	15又は利用定員に100分の40	<p>(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第6条 法第44条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害者支援施設の人員、設備及び運営についての基準（次項において「<u>県基準</u>」という。）は、第3条第1項各号の規定を準用する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）で定める基準とする。この場合において、同令第30条第3項及び第31条第3項中「公共職業安定所」とあるのは「<u>県、公共職業安定所</u>」と、同令第32条中「障害者就業・生活支援センター」とあるのは「<u>県、障害者就業・生活支援センター</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(障害福祉サービス事業の設備及び運営についての基準)</p> <p>第7条 法第80条第1項の規定により条例で定める障害福祉サービ</p>
<u>第196条</u>	100分の50	100分の60									
	10又は利用定員に100分の40	12又は利用定員に100分の50									
	12又は利用定員に100分の30	15又は利用定員に100分の40									

改正前			改正後		
<p>ス事業の設備及び運営についての基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）で定める基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>ス事業の設備及び運営についての基準（次項において「県基準」という。）は、第3条第1項各号の規定を準用する。</p>		
<p>第66条第2項及び第67条第2項並びに第81条第2項及び第82条第2項（これらの規定を第88条において準用する場合を含む。）</p>	<p>公共職業安定所</p>	<p>県、公共職業安定所</p>			
<p>第68条及び第83条（第88条において準用する場合を含む。）</p>	<p>障害者就業・生活支援センター</p>	<p>県、障害者就業・生活支援センター</p>			
<p>第84条</p>	<p>100分の50</p>	<p>100分の60</p>			
	<p>10又は利用定員に100分の40</p>	<p>12又は利用定員に100分の50</p>			
	<p>12又は利用定員に100分の30</p>	<p>15又は利用定員に100分の40</p>			
			<p>2 前項に定めるもののほか、県基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174</p>		

改正前	改正後		
<p>(地域活動支援センターの設備及び運営についての基準)</p> <p>第8条 法第80条第1項の規定により条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営についての基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）で定める基準とする。</p>	<p>号) で定める基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
	<p>第66条第2項及び第67条第2項並びに第81条第2項及び第82条第2項 (これらの規定を第88条において準用する場合を含む。)</p>	<p>公共職業安定所</p>	<p>県、公共職業安定所</p>
	<p>第68条及び第83条 (第88条において準用する場合を含む。)</p>	<p>障害者就業・生活支援センター</p>	<p>県、障害者就業・生活支援センター</p>
	<p>第84条</p>	<p>100分の50</p>	<p>100分の60</p>
		<p>10又は利用定員に100分の40</p>	<p>12又は利用定員に100分の50</p>
<p>12又は利用定員に100分の30</p>		<p>15又は利用定員に100分の40</p>	
<p>(地域活動支援センターの設備及び運営についての基準)</p> <p>第8条 法第80条第1項の規定により条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営についての基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）で定める基準とする。</p>	<p>(地域活動支援センターの設備及び運営についての基準)</p> <p>第8条 法第80条第1項の規定により条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営についての基準（次項において「県基準」という。）は、第3条第1項各号の規定を準用する。</p>		

改正前	改正後
<p>(福祉ホームの設備及び運営についての基準)</p> <p>第9条 法第80条第1項の規定により条例で定める福祉ホームの設備及び運営についての基準は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）</u>で定める基準とする。</p> <p>(障害者支援施設の設備及び運営についての基準)</p> <p>第10条 法第84条第1項の規定により条例で定める障害者支援施設の設備及び運営についての基準は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）</u>で定める基準とする。この場合において、同令第25条第3項及び第26条第3項中「<u>公共職業安定所</u>」とあるのは「<u>県、公共職業安定所</u>」と、同令第27条中「<u>障害者就業・生活支援センター</u>」とあるのは「<u>県、障害者就業・生活支援センター</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）</u>で定める基準とする。</p> <p>(福祉ホームの設備及び運営についての基準)</p> <p>第9条 法第80条第1項の規定により条例で定める福祉ホームの設備及び運営についての基準（次項において「<u>県基準</u>」という。）は、<u>第3条第1項各号の規定を準用する。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）</u>で定める基準とする。</p> <p>(障害者支援施設の設備及び運営についての基準)</p> <p>第10条 法第84条第1項の規定により条例で定める障害者支援施設の設備及び運営についての基準（次項において「<u>県基準</u>」という。）は、<u>第3条第1項各号の規定を準用する。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）</u>で定める基準とする。この場合において、同令第25条第3項及び第</p>

改正前	改正後
	<p>26条第3項中「公共職業安定所」とあるのは「<u>県、公共職業安定所</u>」と、同令第27条中「<u>障害者就業・生活支援センター</u>」とあるのは「<u>県、障害者就業・生活支援センター</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の佐賀県生活保護法施行条例第3条第1項第8号ウ及びエの改正規定、第2条の規定による改正後の佐賀県社会福祉法施行条例第3条第1項第3号ウ及びエの改正規定（第4条第2項において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の佐賀県介護保険法施行条例第3条第1項第3号ウ及びエの改正規定（第4条1項、第6条第1項、第8条第3項、第9条第1項、第11条第1項及び第12条第2項において準用する場合を含む。）並びに第4条の規定による改正後の佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第3条第1項第3号ウ及びエの改正規定（第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項及び第10条第1項において準用する場合を含む。）は、平成27年4月1日から施行する。